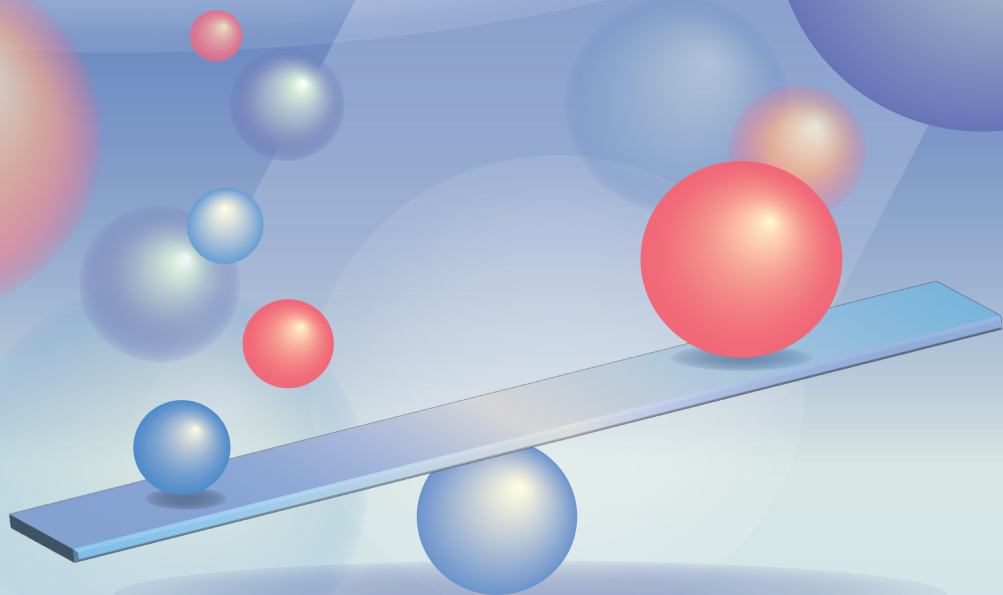


弁護士懲戒の状況と分析

— 守秘義務と利益相反 —

共著 溝口 敬人 (弁護士)
清水 俊順 (弁護士)
藤川 和俊 (弁護士)



新日本法規

第1章 秘密・プライバシー等に関する懲戒の状況と分析

第1節 懲戒の状況（自由と正義）

1 依頼者の秘密等の漏示

（1）問題となる態様

依頼者の秘密¹⁾等の漏示については、便宜、ア 秘密等の利益相反的な利用、イ 相手方への秘密等の漏示、ウ 第三者への秘密等の漏示、及び、エ 秘密等の公開の4つに分けて整理する。

ア 秘密等の利益相反的な利用

A①は、X法人が継続的な法律相談業務等の委託先（顧問先）でありながら、X法人の従業員の代理人として、X法人に対し、その業務等の処理の過程で知ったX法人に関する情報を利用して、業務監査を要求し、告発をして記者会見で告発内容を公表し、労働審判の申立てをした事例である。職27条1号・2号の利益相反にも抵触する実質を有する秘密等の利用（開示）であるが、職23条違反とした。「継続的な法律相談業務等の処理の過程で知ったX法人に関する情報」の利用や公表等を問題とするので、端的に依頼者の秘密を問題としているものと思われる。

A②は、雇主と従業員から一緒に相談を受け、相談途中で両者の利益相反の可能性を認識したにもかかわらず、相談を続けて従業員から情報を得て、雇主の代理人として当該従業員に対する損害賠償請求をした事例である。依頼者の秘密の保持の問題もあると思われるが、職27条2号違反とした。

A③は、XのAに対する訴訟においてAの代理人となったところ、XからBに関して、7年余りに相談を受ける過程で送信を受けたXの陳述書原稿を、Xの許諾なしに証拠として提出した事例である。職23条違反とした。Xの陳述書原稿の詳細は不明であるが、Bに関する相談のものであるので、依頼者のほか依頼者以外の秘密が含まれているものと思われる。

¹⁾ 「誰々の秘密」という場合に、「誰々が打ち明けた」という情報源に着目した秘密と、「誰々に関する」という対象に着目した秘密とを区別して考えるのが有益であるが、ここでは単に「誰々の秘密」としておく。

A①～③は、相手方の代理人としての職務を行っており、依頼者の秘密を利益相反的に利用（開示）した事例である。A④は、中立公平な第三者的職務を行った後、そこで得た秘密を一方当事者の代理人としての職務で利用（開示）した問題に関する事例である。

イ 相手方への秘密等の漏示

A④は、A社から元依頼者X社に対する訴訟において、A社の要請に応じて、X社の代理人として活動してきた経緯や職務上知り得た事実をかなり詳細に記載した陳述書を作成交付し、A社がこれを証拠提出した事例で、職23条違反とした。「X社の代理人として活動してきた経緯や職務上知り得た事実をかなり詳細に記載した陳述書」の提出を問題とするので、依頼者の秘密のほか依頼者以外の秘密も含まれていると思われる。

A⑤は、依頼者の債権回収のための情報提供を前提とした交渉の相手方に対し、依頼者から受任した別件訴訟に関する第一審判決等の訴訟資料を送付したことについて、法23条及び職23条の違反とした。依頼者から受任した「訴訟に関する第一審判決等の訴訟資料」を問題とするので、これも依頼者以外の秘密も含まれているものと思われる。

A⑥は、元依頼者に対する別件訴訟について、元依頼者を敗訴させるためにその相手方に協力し、元依頼者からの受任事件に関連する弁護士内部の討議資料等を陳述書により開示した事例で、法23条違反とした。問題となった情報は、依頼者を対象としたり依頼者から開示を受けたりしたものではなく、弁護士内部の討議資料等である。このような情報であっても、守秘義務が問題となりうる場合があることを考えさせられる事例である。

A④～⑥は、相手方の代理人としての職務（利益相反行為）はしていないが、依頼者からの受任事件に関して得た情報を相手方に提供した事例である。

ウ 第三者への秘密等の漏示

A⑦は、法律事務所の職員でもなく依頼者にすぎない者に対し、同人と全く無関係のAから受任した事件処理のために作成した書面の原稿を提供した事例で、法23条及び職23条の違反とした。「Aから委任事件処理のために知り得た数多くの情報」を開示したことを問題とするので、依頼者(A)以外の秘密も含まれているものと思われる。

A⑧は、受任した刑事事件の被疑者から子Xへの現金差し入れの連絡を依頼され、Xの子（孫）の通う小学校宛てに被疑者の逮捕・勾留を推認できる内

容の文書を送付した事例で、Xらのプライバシーの権利の侵害を非行とした。依頼者（被疑者）の逮捕・勾留を推認させる事実の開示が問題となっているが、依頼者（被疑者）の秘密の開示（職23条）ではなく、Xらのプライバシーの権利の侵害を非行としている。これは依頼者の依頼による文書送付で開示の同意を得ているが、文書の内容や送付方法に問題があり、Xらのプライバシーの権利の侵害が問題となったものと思われる。

A⑨は、依頼者から受任事件遂行のため提供を受けた依頼者及び相手方に関する資料を、依頼者に無断で第三者に提供したことについて、法23条及び職23条の違反とした。依頼者以外（相手方）に関する秘密を開示したため、職23条のほか法23条の違反としているものと思われるが、処分理由の要旨では、依頼者に無断での開示を問題としており、依頼者以外の同意を問題としていない。

A⑩は、弁護人が、(1)被告人Xが路上で職務質問を受けた際に、第三者が周囲にいる状態で、警察官に対し、Xが刑事事件の公判中である旨を伝えたこと、(2)第三者のAに、Xと(1)事件の打合せの日を告げたこと、(3)第三者のBに、携帯電話の宅下げを受けてXから預かった趣旨を越えて、携帯電話の中にBらの画像があることを伝えたことについて、法23条及び職23条に違反するとした事例である。

詳細内容が不明であるが、(1)は、警察官にXが刑事事件の公判中である旨を伝えたことについて、(警察官に伝えたこと自体ではなく)第三者が周囲に路上にいる状態が問題とされたようである。(2)及び(3)は、第三者のAやBがXと一定の関係がある者と思われるが、Xの同意なく、またXの預託の趣旨を越えて、AやBに伝えたことが問題とされたようである。

エ 秘密等の公開

A⑪は、相談を受けた事件の具体的な相談内容や証拠の内容についての文章をホームページに掲載した事例で、法23条及び職23条の違反とした。依頼者の秘密のほか依頼者以外の秘密も含まれている可能性がある。

A⑫は、接見交通等刑事弁護人としての職務を遂行する過程で知った依頼者の秘密を、同人を被疑者とする別の刑事事件に関するマスコミ取材で述べた事例で、職23条違反とした。

A⑬は、自費出版書籍に、依頼者及び相手方を識別可能な係属中の訴訟に関する情報を掲載した事例で、法23条及び職23条の違反とした。依頼者の秘

密のほか依頼者以外（相手方）の秘密も含まれている。

（2）懲戒の根拠条文

まず、懲戒の根拠条文に関しては、A⑤⑦⑨～⑪⑬が法23条と職23条の両方の違反を挙げる。いずれも依頼者の秘密のほか依頼者以外の秘密も問題となっている。職23条のほかに法23条を根拠条文とする趣旨が、依頼者の秘密のみを問題としていて単に重ねて法23条を挙げただけなのか、依頼者以外の秘密も併せて問題としたため法23条を挙げたのかは明確でない。

A①③④⑫は職23条違反のみを挙げる。ただし、A①⑫は依頼者の秘密のみが問題となっているが、A③とA④では問題となった秘密に依頼者以外の秘密も含まれているように思われる。また、A⑥は法23条のみを挙げるが、依頼者の秘密でない（相手方の秘密でもない）情報が問題となっている。

これに対し、A⑧はプライバシーの権利を挙げ、A②は職27条2号を挙げる。

（3）秘密の内容

次に、秘密の内容に着目すると、守秘義務違反としたのはA①③④～⑦⑨～⑬である。このうち、依頼者の秘密のみが問題となったものはA①⑫であり、他のA③④～⑦⑨～⑪⑬は、問題となった秘密に依頼者の秘密のほか依頼者以外の秘密も含まれているように思われる。

これらの懲戒事例をみると、守秘義務違反の認定において、秘密の内容は必ずしも依頼者の秘密に限定しているわけではなく、依頼者以外の秘密も排除していないものが多いと思われる。

2 依頼者以外（相手方）の秘密等の漏示

依頼者以外（相手方）の秘密等の漏示については、便宜、（1）依頼者への開示、（2）相手方への連絡方法、（3）相手方関係者への連絡、及び、（4）相手方の秘密等の開示の4つに分けて整理する。

（1）依頼者への開示

A⑭⑮⑯は、戸籍や住民票等の依頼者に対する開示の問題である。

A⑭は、濫用の可能性のある依頼者への交付が非行とされた。

A⑮は、（1）Aから相手方Xの住所の調査の依頼のみを受けて、Xの住民票写しの職務上請求をしたこと、（2）XがAを刑事告訴していたこと等を十分に知悉していながら、AにXの現在の住所を教えた事例である。（1）は、Aか

第2章 利益相反に関する懲戒の状況と分析

利益相反の検討においては、解説第3版74頁の利益相反の類型に即して、次のように類型化して検討を行った。なお、この類型化は一応のものであり、特に類型⑤（職28条3号）については様々なものが含まれている。

（利益相反の類型）

第1 依頼者の利益と別の依頼者の利益が相反する類型

1 同一事件型（依頼者と相手方）

ア 職27条1号（賛助、依頼承諾）

イ 職27条2号（信頼関係）

} 類型①

2 別事件型

（1） 職27条3号（相手方の別事件）

} 類型②

（2） 職28条2号（依頼者等を相手方とする別事件）

ア 職28条2号前段（依頼者を相手方とする別事件）

} 類型③

イ 職28条2号後段（顧問先等を相手方とする別事件）

} 類型④

3 その他型

・ 職28条3号（依頼者間の利益相反）

} 類型⑤

第2 弁護士と事件ないし当事者の間に特別の関係がある類型 [特別関係]

・ 公務員等としての関与（職27条4号・5号）

・ 配偶者等が相手方（職28条1号）

・ 弁護士自身との利益相反（職28条4号）

} 類型⑥

（以上、第2章）

第3 直接の規定がない類型（及び刑事事件）

1 遺言執行者

} 類型⑦

2 他の財産管理人（成年後見人、職務代行者等）

} 類型⑧

3 刑事事件の共犯者

} 類型⑨

（以上、第3章）

【一覧表G】 実質的判断要素の考慮状況 ※下線は議決例において言及されている事項を示す。

議決例	F1	F2	F3	F4	F5	F6-1	F6-2	F7
就任形態 (網掛は兼併等)	執行終了前代理人就任(兼併)	執行終了前同一事務所弁護士代理人就任	執行終了後代理人就任	執行終了後代理人就任	代理終了前遺言執行者就任(兼併)	同一事務所弁護士代理終了後遺言執行者就任		執行終了前代理人就任(兼併)
遺言内容 (網掛は裁量余地なし)				遺産全体の約8割をAに相続させ、Xらを含む他の相続人には残りの遺産を相続させる	特定財産についての相続人の指定と長男の相続廃除	不動産や出資持分は特定の相続人に相続させ、金融資産は換価して指定割合で分配		不動産、動産、有価証券等の財産についてその相続分を定めているが、その特定を欠いている
実質的考慮要素	①遺言執行終了の有無(兼併)			終了の有無を問わず	兼併			終了の有無を問わず
	②裁量の余地の有無						無	
	③相続人間の紛争の内容							

F8-1	F8-2	F9-1	F9-2	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16
同一事務所弁護士代理終了前遺言執行者就任		執行終了前代理人就任（兼併）		執行終了後代理人就任	代理終了前遺言執行者就任（兼併）、代理人辞任後同一事務所弁護士代理人就任	代理終了前遺言執行者就任（兼併）	執行終了前代理人就任（兼併）	同一事務所弁護士代理終了後代理人就任	代理終了前遺言執行者就任（兼併）	執行終了前同一事務所弁護士代理人就任
一切の財産をAに相続させる		推定相続人F、Dらに対して廃除の意思表示		所有財産全てを甥Bに相続させる	Bに財産の全てを相続させる	全ての遺産を長女Cらに相続させ、Xには相続分なし	全財産を相続人の一人であるBに相続させる	全財産を妻Cに相続させる	C（Bの長男）に全財産を相続させる	
		終了の有無を問わず	終了の有無を問わず	執行終了後1年以上経過		兼併	兼併		終了の有無を問わず	
無		有	有						無	
貸金請求（相続財産をめぐる利益でない）						賃料増額請求（遺言執行と直接の関係なし）ただし、他に株主確認訴訟				

④深刻な争いの有無				有				有
⑤代理人就任の同意の有無					遺言執行者就任同意			遺言執行者就任反対
⑥遺言執行者になった経緯							調停不成立後相当期間経過して就任	
⑦その他								
処分内容 (網掛は懲戒)	戒告	戒告	懲戒しない	戒告	戒告	懲戒審査相当	懲戒しない	戒告

		有	有		有	有	有			
				<u>黙示の同意</u>						
							代理人 就任時 同一事務 所弁護士 が遺言執 行者であ ったこと 不知	相続は 完了した と理解、 執行行為 なし		
<u>同一事務所 弁護士 の辞任、 訴訟経過</u>	<u>同上</u>						実体的 訴訟活 動なし、 訴訟代 理人辞 任	実体的 な活動 なし		情報遮 断措置 不十分、 遺言執 行者解 任申立 却下
懲戒 しない	懲戒 しない	懲戒審査 相当	戒告	懲戒 しない	戒告	戒告	懲戒審査 相当	懲戒 しない	懲戒 しない	懲戒 しない (状況)



新日本法規

